

庁議（令和８年１月７日）結果について

- 1 開催日 令和８年１月７日（水）
- 2 場所 庁議室
- 3 出席者 市長、今井副市長、津田副市長、教育長
市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説明者 まちづくり政策部長、都市整備部長、土木部長、消防長
- 5 事務局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長、職員課長
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主査

6 付議事項

（１）平塚市手数料条例の一部を改正する条例（案）について

概要	1 改正の趣旨 「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」が「マンションの再生等の円滑化に関する法律」へと改正されるとともに緩和項目が追加されることに伴い、平塚市手数料条例の一部改正を行うもの。手数料については、従前の１６万円から変更はない。 2 改正の内容 平塚市手数料条例第２条別表１５「マンションの建替え等の円滑化に関する法律に関する事務」を改正する。 （１）マンションの建替え等の円滑化に関する法律 → マンションの再生等の円滑化に関する法律 （２）第１０５条第１項 → 第１６３条の５第１項 （３）容積率 → 容積率又は各部分の高さ 3 施行日 令和８年４月１日
結果	審議の結果承認された。

（２）平塚市営住宅条例の一部を改正する条例（案）について

概要	1 改正要旨 市営住宅駐車場の有効活用に対応するため、条例の一部を改正する。 2 改正の内容 利用者資格の範囲を、入居者又は同居者の使用を妨げない範囲において、規則で定める場合に限り、これらの者以外の者に対しても駐車場を使用できるものとする。 3 施行日 公布の日
結果	審議の結果承認された。

(3) 平塚市農業集落排水処理施設条例及び平塚市下水道条例の一部を改正する条例(案)について

概要	1 改正の背景と理由 令和6年1月に発生した能登半島地震では、多くの家屋で排水設備等が破損し、指定工事店自身も被災したことで、指定工事店が不足し、排水設備等の復旧が遅れることとなった。これを踏まえ、国からの技術的助言である「標準下水道条例」では、災害等の非常の場合において、市が必要と認めるときは、他の地方公共団体の長の指定を受けた工事店であっても施工できるように改正された。 このことを受け、本市関係条例においても同等の内容を適用できるように一部の内容を改めるものである。 2 改正の内容 該当条文に、「災害その他非常の場合において、本市が他の地方公共団体の長等から指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは工事ができることとする」旨を加える。 3 施行日 公布の日
結果	審議の結果承認された。

(4) 平塚市火災予防条例の一部を改正する条例(案)について

概要	1 改正の趣旨 上記「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」及び「火災予防条例(例)」の改正に伴い、平塚市火災予防条例の一部を改正するとともに、必要な規定を整備するもの。 2 改正の内容 (1)「サウナ設備」について、「簡易サウナ設備」を新たに規定する。 (2)「感震ブレーカー」について、新たに規定する。 3 施行日 令和8年3月31日
結果	審議の結果承認された。

以 上